

e スポーツによる地域コミュニティ活性化事業業務委託仕様書

1 業務名

e スポーツによる地域コミュニティ活性化事業業務委託

2 目的

本業務は、e スポーツによる地域コミュニティ活性化事業の地域での自走化に向け、3 カ年計画で健康ゲーム指導士等を基盤とした地域づくりの後方支援を行う。また、健康ゲーム指導士等が e スポーツ事業で培ったノウハウを地域内の自主的な活動に活かすことで、地域活動のさらなる活性化を誘発することを目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

4 履行場所

福岡県八女郡広川町内

5 再委託の制限

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本町に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承認を得なければならぬ。この場合において、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

6 業務内容

本業務では、次に掲げる事業を実施することとし、「企画・広報・会場設営・運営・撤収」等の事業の実施に必要な一切の業務を行うものとする。

事業内容及びスケジュールの提案は、発注者が提示する別紙「広川町 e スポーツ 事業展開計画表」をもとに、より効果的な企画内容、手法となるよう提案すること。

また、(3)～(6)に示す業務に合わせ、アンケート調査等を実施し分析することで、「10 成果物」に示す e スポーツの活用方針、活用効果に重点をおいた、e スポーツの活用の可能性を検証すること。

(1) 共通事項

以下の①～④に掲げるものは、(2)～(6)に示す業務を実施するうえでの共通事項とする。

①事前準備

- (I) 町担当者及び関係者との連絡及び調整
- (II) イベントの告知（チラシ等のデザイン作成・メーカー等への監修依頼を含む。また、多様な媒体を活用し、広く告知することで多くの方の参加を促す）
- (III) イベント開催前に町担当者と適宜打合せを行い、イベント開催2週間前（大規模イベントは1か月前）に本町に計画書を提出し承認を得ること
- (IV) 会場の設営
(事前準備や設営及び機材の設置については、町担当者と協議すること)

②当日の運営

- (I) 必要なスタッフの確保及び配置
- (II) スタッフによるゲームの操作方法、eスポーツの趣旨等の説明
- (III) アンケートの実施
- (IV) 記録用写真の撮影
- (V) 「健康ゲーム指導士」等、資格取得者の参加状況の記録

③実施後

- (I) 会場の撤去
- (II) アンケートの取りまとめ及び実施報告書の作成
(実施報告書の提出については、町担当者と協議すること)

④その他

- (I) 開催場所は広川町公共施設や町内各行政区自治公民館等とする。
- (II) 次の(2)～(6)に掲げる業務の実施回数は想定であり、契約後に変更となる場合もある。
- (III) 各種ゲームソフト等を使用する際の許諾関係については、受注者で行うこと。ただし、発注者でしか許諾が下りないものを除く。
- (IV) 運営に必要な機材のうち、町が所有するゲームソフトや機材、設備等（別紙「eスポーツ事業-保有備品一覧」）があれば使用してもよい。
- (V) 事業実施にあたり、各会場の賠償責任保険等の確認をすること。また、事業規模に対して加入項目が不足する場合は、補える保険に新たに加入すること。
- (VI) その他記載の無い事項は発注者と受注者双方協議のうえ決定する。

(2) 現状分析業務

これまで本町で実施した e スポーツ事業について、状況を詳細に把握し、その上で問題点やそれに対する改善点を見つけ出すための現状分析を行うこと。現状分析を通じて、地域の特性を活かした e スポーツ事業の新たな提案や、導入する題材の選定等を行い、目的を達成するための工夫をすること。本業務については、契約 1 年目（令和 8 年度）のみ実施する。

(3) 人材育成業務

本事業の継続や発展のために、「健康ゲーム指導士」等の e スポーツ事業に係る人材の育成プログラムを行うこと。また、「健康ゲーム指導士」等の資格取得後も定期的に資格取得者に対して、レベルアップを目的とした養成講座等を行うこと。本事業で資格を取得した者を本仕様書に記載する次の（4）～（6）の業務に従事することを想定している。

①開催回数

- ・令和 8 年度…資格取得講座 1 回、資格取得後養成講座 3 回
- ・令和 9 年度…資格取得講座 1 回、資格取得後養成講座 3 回
- ・令和 10 年度…資格取得講座 1 回、資格取得後養成講座 3 回

②内容

資格取得講座では、ゲームによる認知・脳機能への効果を知り、ボランティアとして地域で活動するための機材の設置方法や企画・運営方法、参加者への説明方法等を学ぶ機会を作ること。資格取得後養成講座では、スキルアップを主に行うが、資格取得者の要望に応じた講座内容とすること。

③その他

- （I）資格取得者への認定証の交付や講座の案内等については受注者が行うこと。
- （II）資格取得者の活動記録及び管理をすること。

(4) 健康ゲーム講座実施業務

町内各行政区から申込みがあった場合に、高齢者の生きがいづくりや介護予防に繋がる様な題材（ビデオゲーム等を使用）を選定し、各行政区自治公民館等で講座を行うこと。また、町内福祉施設等からの要望も想定しており、その際には利用者が安全に体験できる体制を講じること。

①開催回数

- ・令和 8 年度…40 回（指導士による自主的な健康ゲーム講座回数 5 回を含む）
 - ・令和 9 年度…40 回（指導士による自主的な健康ゲーム講座回数 20 回を含む）
 - ・令和 10 年度…40 回（指導士による自主的な健康ゲーム講座回数 35 回を含む）
- ※指導士による自主的な健康ゲーム講座の回数については必ず実施すること。

②内容

ビデオゲーム等を使用し、高齢者の生きがいづくりや介護予防を実施すること。主に高齢者サロン等を対象として実施するが、参加対象者の枠を広げることも想定している。実施する行政区内の住民へ広く周知することで、高齢者や子ども、その保護者等との新たな交流や、社会参加の機会を創出するような工夫をすること。実施内容については、都度町担当者及び関係者と協議し決定すること。

③その他

人材育成業務で育成した「健康ゲーム指導士」等を企画立案・運営スタッフとして導入することも想定している。

（5）地域間交流会実施業務

地域間（行政区、サロン、団体等を想定）のオンライン交流会の機会創出を主な目的として、交流会の企画運営を行うこと。交流会の実施時間は半日程度を想定しており、関係者で協議のうえ実施する。また、交流会実施におけるスタッフの確保並びに e スポーツメニューの選定及び調達は受注者にて行うこと。

①開催回数

- ・令和 8 年度…地域間交流会 4 回
- ・令和 9 年度…地域間交流会 5 回
- ・令和 10 年度…地域間交流会 6 回

②内容

ビデオゲーム等を活用した地域間の交流等を想定しているが、実施内容等は発注者及び関係者と受注者双方協議のうえ実施する。今後の展開によっては、他市町村等とのオンライン交流も想定している。

③その他

人材育成業務で育成した「健康ゲーム指導士」等を企画立案・運営スタッフとして導入することも想定している。

(6) eスポーツイベント実施業務

子ども、高齢者、障がい者、問わず幅広く、多くの町民がeスポーツを体験・体感できるよう、会場に様々なゲーム機材を設置しイベントが円滑に進行するよう管理・運営を行うこと。イベントの内容等については、発注者と受注者で協議のうえ実施する。また、ゲームに対する抵抗意識がある方や、無関心層の参加を促進させ、理解を深めるような工夫をすること。

①開催回数

- ・令和8年度…3回（広川まつり1回、オンライン交流2回）
- ・令和9年度…4回（広川まつり1回、オンライン交流3回）
- ・令和10年度…5回（広川まつり1回、オンライン交流3回、町内全域交流大会1回）

②内容

eスポーツ体験や各種ゲームソフトを活用した大会等を想定しているが、実施内容等は発注者と受注者双方協議のうえ実施する。今後の展開によっては、他市町村等とのオンライン交流も想定している。

③その他

人材育成業務で育成した「健康ゲーム指導士」等を企画立案・運営スタッフとして導入することも想定している。

7 業務管理

本業務を円滑に進めるために、必ず担当者を配置すること。業務の進捗状況を共有するために月に1～2回程度、打合せ（定例会）を実施すること。また、受注者は協議録を都度作成し発注者へ提出し承認を得ること。

8 提出書類

本業務の着手にあたり、受注者は次の書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 担当者届（経歴書等の写し添付）
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

9 契約

- (1) 本契約は、広川町業務委託契約書により締結すること。また、収入印紙代等の費用は受注者の負担とする。
- (2) 契約保証金は、広川町財務規則に基づく。
- (3) 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (4) 契約後に「6 業務内容」に示す業務の実施回数等に変更があった場合には、変更契約を行う。

10 成果物

本仕様書に記載する業務の検証を実施するとともに、検証内容や全国の活用事例、期待される効果などをとりまとめ、eスポーツの活用方針、活用効果に重点をおいた報告書を作成すること。また、製本前に事前に本町の承認を得ること。

- (1) 納期 令和11年3月中旬まで

※詳細な期日については、町担当者からの指示による。

- (2) 部数 10部

- (3) 仕様 A4版縦置き横書き左綴じにすること。

※A3版を使用する場合は折り込みを必要とする。

- (4) その他 成果品データー式をCD-Rによる提出すること。

※別途、年度毎に「6 業務内容」に示す業務の実績報告書を提出すること。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務に関する全ての書類は、本契約終了後5年間保存すること。また、本契約終了後5年以内に、本町及び他の行政機関等が行う会計監査（検査）等の実施があった際には、証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (3) 本業務で新たに作成された成果物の権利は、本町に帰属するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いにおいては別紙「個人情報取り扱い特記事項」を遵守するほか、各種関係法令等を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定める業務及び関係する業務を行う際に、参加者から参加費を徴収してはならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議のうえ決定する。

12 担当部署

〒834-0115

福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町役場 福祉課 高齢者支援係

電話：0943-32-1113 FAX：0943-32-7044

email : kourei@town.hirokawa.lg.jp